

狭山市告示第 1 1 1 号

狭山市一般競争入札公告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 7 条第 1 項の規定を踏まえ、狭山市立第一学校給食センター更新事業を実施する民間事業者の選定について、総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、下記のとおり公告する。

平成 1 9 年 4 月 2 0 日

狭山市長 仲川 幸成

記

入札に付する事項

事業名称

狭山市立第一学校給食センター更新事業（以下「本事業」という。）

事業内容

本事業は、平成 19 年 1 月 29 日付け、本市の公式ホームページ上で公表した本事業の実施方針で示したとおり、第一学校給食センターの更新に係わる以下の業務を選定事業者（以下「事業者」という。）が実施するものである。
ア 入間川中学校に置かれる新給食センター（以下「入間川給食センター」という。）及び柏原小学校に置かれる新給食センター（以下「柏原給食センター」という。）合わせて 2 つの学校給食センター（以下「本施設」という。）の設計及び建設に関する業務

イ 本施設の維持管理及び運営に関する業務

事業方式

事業者が本施設を設計・建設後、本施設を本市に引き渡し、本施設の維持管理・運営を行う B T O（Build -Transfer -Operate）方式により本事業を実施する。

事業期間

契約締結日（平成 19 年 12 月中の予定）から平成 36 年 3 月 31 日までの期間とする。

公共施設等の立地条件及び規模

ア 入間川給食センター

事業場所：埼玉県狭山市鶴ノ木 6 - 4 6（入間川中学校敷地内）

敷地規模：約 3,883 m²

供給能力：4,500 食/日

イ 柏原給食センター

事業場所：埼玉県狭山市柏原 1,141（柏原小学校敷地内）

敷地規模：約 2,988 m²

供給能力：3,500 食/日

予定価格

7,439,000,000 円（消費税等の額を含まない。）

入札に参加する者に必要な資格

入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、以下のとおりとする。

- ア 入札参加者は、複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）又は単独企業（以下「入札参加企業」という。）とする。複数の企業のグループにより構成される場合は、入札参加グループの代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- イ 入札参加企業又は代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、入札参加グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ウ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、入札参加企業又は、代表企業及びすべての構成企業の出資により、本事業を実施するための特別目的会社（以下「SPC」という。）を仮契約締結までに設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- エ 入札参加企業、代表企業、構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じ、当該出資者による出資比率は出資額全体の50%未満とする。

各業務実施企業の参加資格要件

入札参加者及び協力企業のうち設計、工事監理、建設、維持管理及び運営の各業務に主として当たる者（事業者が設立するSPCからこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれア、イ、ウ、エ及びオの要件を満たすこと。な

お、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができる。

ただし、建設業務に当たる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできない。

ア 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、(ウ)、(I)及び(オ)の要件は、少なくとも1社がいずれにも該当すること。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 本市の平成19・20年度入札参加資格を有していること。

(ウ) HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）対応施設に対する相当の知識を有していること。

(I) 平成9年4月以降に着手した延床面積2,000㎡以上の公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。

(オ) 平成9年4月以降に着手した学校給食センター又は公用若しくは公益的施設（以下「学校給食センター等」という。）における集団調理施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。

イ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、(ウ)及び(I)の要件は、少なくとも1社がいずれにも該当すること。

(ア) 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 本市の平成19・20年度入札参加資格を有していること。

(ウ) 平成9年4月以降に着手した延床面積2,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有すること。

(I) 平成9年4月以降に着手した学校給食センター等集団調理施設又は調理施設を有する学校又は公用若しくは公益的施設（以下「学校等」という。）の工事監理の実績を有していること。

ウ 建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも1社がいずれの要件にも該当すること。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 本市の平成19・20年度入札参加資格を有し、建築一式工事においてラン

クAで登録されている者であって、延床面積 2,000 m²以上の公共施設の施工実績を有していること。

(ウ) 平成 9 年 4 月以降に着手した学校給食センター等集団調理施設又は調理施設を有する学校等の施工実績を有していること。

エ 維持管理業務を行う者

(ア) 本市の平成 19・20 年度入札参加資格を有していること。

(イ) 学校給食センター等集団調理施設又は調理施設を有する学校等において、維持管理業務の実績を有していること。

オ 運營業務を行う者

(ア) 本市の平成 19・20 年度入札参加資格を有していること。

(イ) HACCP に対する相当の知識を有していること。

(ウ) 給食調理業務を行う者については、平成 9 年 4 月以降に学校給食センター等集団調理施設又は調理施設を有する学校等において、1,000 食/日以上の調理業務の実績を有していること。

(I) 学校給食センター等集団調理施設あるいは民間施設で 3,000 食/日以上の調理施設のいずれかの施設での調理業務の実務経験が 2 年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者兼アレルギー対応食調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。

入札参加者及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

ア 施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取り消し決定を受けていない場合を除く。

ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者

エ 本市又は埼玉県から指名停止措置を受けている者

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者

カ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係る

アドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。

- ・ 株式会社 建設技術研究所
- ・ シリウス総合法律事務所
- ・ 株式会社 学校文化施設研究所
- ・ 株式会社 日立建設設計

キ 以下に示す本事業のPFI事業者等審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、各委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

【PFI事業者等審査委員会委員(狭山市立第一学校給食センター更新事業)】

会 長	長 澤 悟	東洋大学工学部教授
副会長	山 田 洋	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	品 川 裕 香	教育ジャーナリスト
委 員	濱 野 良 一	狭山市副市長
委 員	門 倉 節 明	狭山市教育長

ク 最近1年間の国税及び地方税を滞納している者

ケ 入札参加者及びそれらの協力企業のいずれかが、他の入札参加者又はそれらの協力企業として参加している者(ただし、給食配送・回収業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとする場合には、複数の入札参加者の協力企業となることことができる。)

特別目的会社(SPC)の設立等

入札参加者は、本事業に係る事業者選定の審査の結果、本事業を実施する事業者として選定された場合は、会社法に定める株式会社として本事業を実施するSPCを狭山市内に設立する。

SPCの株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査申請書類受付の日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業又は入札参加企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、本契約締結日までの間に、代表企業又は入札参加企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

入札参加者及び協力企業の変更

代表企業又は入札参加企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力上支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更可能とする。

入札手続等

担当窓口等

入札手続きについての本市の担当窓口、問合せ先及び契約条項を示す場所を、次のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り、下記を窓口とする。

狭山市教育委員会 教育総務課 給食センター更新担当（市役所本庁舎5階）

〒350 -1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

電 話：04 -2953 -1111(代表)内線5638 F A X：04 -2954 -6262

E-mail：kyoiksom@city.sayama.saitama.jp

入札に関する手続き

ア 入札説明書等の配布期間，場所

配布期間：平成19年4月20日（金）～平成19年4月26日（木）

配布場所：上記3（1）の担当窓口にて配布する。

なお、平成19年4月20日（金）より本市ホームページに掲載する。

（狭山市公式ホームページアドレス <http://www.city.sayama.saitama.jp/>）

イ 入札説明会等

入札説明会を次のとおり開催する。また、入札説明会の終了後、本事業予定地等に場所を移動し、希望者を対象として現地見学会を行う。

（ア） 入札説明会

日時：平成19年4月25日（水）午前10時から午前11時30分まで

会場：狭山市第二環境センター

住所：狭山市稲荷山1-12-1

（イ） 事業予定地等（“入間川給食センター”及び“柏原給食センター”並びに配送先の一部の学校）現地見学会

日時及び見学先：平成19年4月25日（水）に、前記（ア）の入札説明会に引き続き開催する。また、見学先は、次の（ウ）に示すスケジュール表に記載の事業予定地等とする。

（ウ） 事前申込等

入札説明書に従い、上記3（1）の担当窓口へ、事前に申し込むこと。

現地見学会のスケジュールは、申込企業宛て、前日午後5時までにE-mailで、通知する。

ウ 資料の閲覧

入間川中学校・柏原小学校の通学路に関する資料、地質調査報告書、既存施設の測量図及び解体築山に関する既存図面等の閲覧を、次のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に上記3（1）の担当窓口連絡すること。

(ア) 閲覧期間：平成19年4月23日(月)～平成19年4月27日(金)まで
(土曜日及び日曜日を除く)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 閲覧場所：上記3(1)の担当窓口

(ウ) 資料の貸出し

閲覧の結果、必要に応じ資料の貸し出しを行うので、閲覧当日、その旨を申し出ること。

エ 入札説明書等に関する第1回質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：入札説明書等公表の日～5月7日(月)午後5時まで

(イ) 受付方法：上記3(1)の担当窓口原則Eメールにより提出すること。

(ウ) 回答：平成19年5月25日(金)に狭山市公式ホームページ上において公表する予定である。

オ 入札説明書等に関する第2回質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：第1回質問への回答の日～6月1日(金)午後5時まで

(イ) 受付方法：上記3(1)の担当窓口原則Eメールにより提出すること。

(ウ) 回答：平成19年6月20日(水)に狭山市公式ホームページ上において公表する予定である。

カ 入札参加資格審査書類及び入札書類の受付期間、場所及び方法

入札参加資格審査書類及び入札書類を提出する入札参加者は、関係する書類を下記の期間に提出すること。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

(ア) 受付期間：平成19年8月9日(木)から平成19年8月14日(火)までの平日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後2時までとする。

(イ) 提出場所：上記3(1)の担当窓口

(ウ) 提出方法：持参すること。

(エ) 提出書類：入札説明書を参照すること。

キ 入札の手順

(ア) 提出された入札参加資格審査書類等及び入札書類がすべて揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。

(イ) 入札参加資格審査書類等及び入札書類がすべて揃っている入札参加者の入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。

(ウ) 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者の入札書類について落札者決定基準に従い審査を行う。

(エ) 審査された入札参加者の「入札書」(様式A-3)を開札する。開札は、入札参加者の立会いのうえ行うものとする。

- ・ 開札日時：平成19年9月27日（木）（予定） 午前 10時30分
- ・ 開札場所：狭山市役所地下1階、入札室

- (オ) 入札書に記載する入札金額は、消費税抜きの金額を記載する。入札金額が、本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。
- (カ) 入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。
- (キ) 本市は、別に公表する落札者決定基準に基づき、PFI事業者等審査委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。
- (ク) 落札者となった入札参加企業又は入札参加者の代表企業に対して、平成19年10月初旬（予定）までに決定通知を行う。

ク ヒアリング等の実施

本市は、入札参加者に対し、平成19年9月20日（木）（予定）に、提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

入札参加に関する留意事項

入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

費用負担

入札参加に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

契約金額のうち設計費、建設工事費及び工事監理費に消費税等を加えた合計額の100分の10以上の金額について、契約保証金を納付するか、又は次に掲げる担保の提供若しくは保証を付さなければならない。ただし、(I)の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後又は建設工事（設計を含む。）の請負人をして別途定める履行保証保険契約を締結させた後、直ちにその保証証券を市に寄託しなければならない。

また、契約保証金は、本施設等の設計及び建設工事等の履行後に還付する。

- (ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (イ) 本施設等の建設に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が确实と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(ウ) 本施設等の建設に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証

(I) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理及び運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。また、提出された提案書類のうち、契約に至らなかった入札参加者の提案については、事業者選定後、返却する。

本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加企業又は代表企業に通知する。

入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- イ 事業名及び入札金額のない入札書類
- ウ 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類
- エ 事業名に誤りのある入札書類
- オ 入札金額の記載が不明確な入札書類
- カ 入札金額を訂正した入札書類
- キ 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書類
- ク 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類
- ケ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類

コ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類

サ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類

シ その他入札に関する条件に違反した入札書類

その他

契約書作成の要否

必要

契約の締結

ア 本事業に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年狭山市条例第4号）第2条に規定する議会の議決に付さなければならない契約に該当するため、まず仮契約を締結し、市議会の議決が得られた後に、これを本契約とする。

イ 具体的な契約手続は、ウに規定するSPCの設立及び前記アの本契約の締結を目指し、別に示す基本協定書(案)に沿って、落札者と市との間で、協定を締結する。

SPCの設立後、市とSPCとの間で、速やかに仮契約を締結する。

その他詳細

詳細は、この入札公告に合わせ、別に公表する入札説明書及びその関連書類による。